

令和4年度 学校経営計画

練馬区立石神井中学校
校長 櫻井 弘

I 教育目標

人権尊重の精神を培い、国際的な視野をもち社会の変化に主体的に対応することのできる資質を養う。また、生涯を通して学び続けることのできる心身ともに健全で人間性豊かな生徒の育成を目指す。この観点に立ち、次の目標を定める。

- 明るく、健康な生徒
- 正しい判断力をもち、主体的に学び行動する生徒
- 豊かな情操をもち、品位ある生徒

○ 明るく、健康な生徒

心身の健康は生きる力の源となる。中学校の3年間は、心身ともに大きく成長できる大切な時である。毎日元気に登校して様々な体験をすることや、困難なことにも挑戦して自分を鍛えることで、強い心と体は育まれる。常に明るく元気なあいさつができる生徒、課題解決に向けあきらめずに最後までやり遂げる明るく健康な生徒を、あらゆる教育活動を通して育てる。

○ 正しい判断力をもち、主体的に学び行動する生徒

中学校の3年間は、自分で考え判断し行動することを学ぶ大切な時である。周囲をよく見て、自分の行動・言動の結果や影響をよく考えて実行することが大切である。正しい判断力を身に付け、集団の一員であることを常に意識して、自主的にさらに主体的に学び行動できる生徒を育てる。

○ 豊かな情操をもち、品位ある生徒

中学校の3年間では、人やものとのたくさんの出会いがある。その出会いを大切な機会と捉え体験を通して、その優しさや美しさに共感・感動できる心を育てたい。人は多くの人と支え合いながら生きていることや、皆で協力して生きていることを体験する中で、謙虚に学ぶ姿勢や感謝の大切さに気付かせ、人の気持ちがわかる心の豊かな生徒を育てる。

II 目指す学校像と生徒像

学校は、生徒にとって安全で快適な生活の場であり、知る喜び、学ぶ喜び、できる喜びが実感できるところでなくてはならない。また、教職員にとっても生徒との関わりの中で、喜びを実感できることであり、保護者にとっても毎日、元気に通学する子どもの姿に喜びを感じ、安心して送り出せるところでなくてはならない。そのために、校長・副校長のリーダーシップの下、主幹教諭及び主任教諭を中心とした全教職員が組織の一員としての自覚をもち、創造性と主体性を発揮しながら、次のような学校を目指し、教育目標に掲げる生徒の育成を期す。

【目指す学校像】

- 1 生徒が通いたくなる学校 (楽しい学校 多くのことを学べる学校 成長できる学校)
- 2 保護者が信頼を寄せる学校 (安心して通わせられる 学校の様子がわかる)
- 3 地域が誇りに思う学校 (地域から学ぶ 地域に貢献できる)

【目指す生徒像】

- 1 明るく健康で礼儀正しい生徒 (明るく、礼儀正しいあいさつができる)
- 2 よく考えて行動し、目標に向かって努力する生徒 (よく考え、一生懸命取り組む)
- 3 心豊かで思いやりや謙虚さのある生徒 (人の気持ちがわかり、感謝できる)

Ⅲ 学校経営の基本方針

- 1 人権教育 **《自他ともに尊重し合える生徒の育成》**
 - 教職員一人一人が人権尊重の理念を理解し、学校全体で人権教育を推進する。
 - 学校生活全体における言語環境を整え、望ましい人間関係の基盤を培うように努める。
 - 礼儀正しいあいさつや言葉づかいができる生徒、自他ともに大切にする生徒を育成する。
- 2 学習指導 **《基礎・基本の徹底と自ら学ぶ態度の育成》**
 - 学習指導要領の趣旨をふまえた授業計画、授業改善により学力向上に努める。
 - 授業規律を徹底させ、自主的に学ぶ意欲や態度を育む。
 - 言語活動を重視し、生徒の主体的な活動を促す授業づくりをする。
 - 年間指導計画、評価計画に基づいた信頼される評価・評定を行う。
 - ICT機器、タブレットパソコンの活用し、自主的な学習態度を育成する。
- 3 道徳教育 **《思いやる心の育成》**
 - 道徳の時間を要とし、全教育活動を通して、互いの生命や人権を尊重し、相手の立場になって考えることができる心豊かで、思いやりのある生徒を育てる。
 - 道徳授業推進教師を中心に、指導内容や指導方法の工夫等道徳教育部会において、道徳授業の充実を図り、道徳的判断力、心情の理解、実践する態度を育てる。
 - 教師と生徒、生徒相互のより良い人間関係構築のため、多様性への理解を進める。
- 4 生活指導 **《自ら考え、判断できる生徒の育成》**
 - 様々な体験を通して、自らよく考え正しく判断して、行動できる生徒を育成する。
 - 基本的な生活習慣の定着と規範意識の高揚を図る。
 - 一人一人の生徒理解を心掛け、生徒の内面を重視した教育相談や面談の充実に努める。
- 5 進路指導 **《自ら進路を選択する能力の育成》**
 - 総合的な学習の時間を充実させ、自分らしい生き方を実現しようとする態度を育てる。
 - 3年間を見通した計画的・系統的なキャリア教育を推進する。
 - 自己理解を進めることで、社会的・職業的自立に向けて必要な態度や能力を育む。
- 6 特別活動 **《自己を生かし、集団に貢献する実践力の育成》**
 - 生徒を主体とした活動を充実させ、自ら進んで行動し貢献できる生徒を育成する。
 - 生徒自ら考え、実践し、表現し、自己評価する活動を推進する。
 - 体験的な活動を通して、地域社会の一員としての自覚を高める。
- 7 健康・安全指導 **《心と身体健康づくりに取り組む生徒の育成》**
 - 健康教育や食育等を通して正しい知識を身に付けさせ、健康の保持・増進に努める。
 - あらゆる機会を通して、「命の大切さ」「健康の大切さ」の指導・啓発に努める。
 - 学校事故は予防措置を第一とする。事故発生時は生徒の安全を最優先に考え、「報告・連絡・相談・記録」を徹底し、全教職員で協力して迅速に対応する。
- 8 P T A・地域との連携 **《相互理解と支援体制の確立》**
 - 保護者・地域の方々との連携を図り、学校支援コーディネーターを活用し地域連携事業に取り組む。
 - 生徒の地域行事やボランティア活動への積極的な参加に努める。
 - 学校公開、保護者会、学校行事等、内容の工夫改善に努め、より多くの地域・保護者が参加できるようにする。
- 9 小中一貫教育 **《主体的に学び活動する児童・生徒の育成》**
 - 小中一貫教育研究グループ実践校として石神井小・上石神井北小との研究を推進する。
 - 特別支援学級での小中一貫教育を同じブロック内の設置学級校と連携し推進する。
- 10 研修 **《互いに高め合う研修の推進》**
 - 教職員の人権感覚を磨き、人権尊重の視点に立った生徒理解と指導により、生徒一人一人の人権に配慮し望ましい人間関係づくりを実践する。
 - 生徒一人一人の学力を高めるための指導力向上に向けた授業研究、校内研究を充実させる。
 - 授業力、指導力、子どもの良さを引き出す力など、教員の資質・能力の向上を目指す。
 - 服務事故防止研修を通して、自分たちの周りから服務事故を根絶する。
 - いつでもどこでもできるO J Tを意識し、日々の協働により若手教員の育成に努める。
- 11 生徒一人一人を大切にする指導・支援 **《個に応じたきめ細かな指導》**
 - 生徒一人一人に寄り添った丁寧な指導・支援により、困難を乗り越える力を育成する。
 - 校内教育相談委員会にて、不登校や家庭環境により配慮が必要な生徒、発達や学習に障害のある生徒と家庭に対して、個々の課題への対応方針を検討し、オンライン面談や別室登校での支援、特別支援教室の利用、学校生活での合理的な配慮など、家庭・関係機関と連携して適切な支援を行う。

IV 中期的な経営目標

- 1 確かな学力の定着と向上を目指す。(学力の定着・向上)
- 2 健全な心と体を育む。(いじめの防止、思いやりの心、健康保持・体力向上)
- 3 生徒が安心して主体的に活動できる。(生徒主体の活動)
- 4 保護者や地域から信頼される。(安全で安心な学校、成長させる学校)

V 本年度の取組目標

- 1 学ぶ楽しさを体感し学習意欲を育み、主体的に学ぶ生徒を育成する。
- 2 体験を通して豊かな情操を育むとともに人権教育を推進する。
- 3 心身ともに健康な生徒を育てる。
- 4 生徒会、学校行事等の活動を通して、生徒のよさを引き出す。
- 5 多様性への理解を進め、生徒が安心できる学校環境をつくる。
- 6 保護者や地域との連携を深め、開かれた学校を推進する。

VI 具体的な取組と達成プラン

1 学ぶ楽しさを体感し学習意欲を育み、主体的に学ぶ生徒を育成する。

- (1) わかりやすい授業、考えさせる授業づくりに取り組む。
 - ① 互いに授業力を高め合う研究授業、わかりやすい授業、考えさせる授業を実現するための教材や指導法に関する校内研修を計画的に実施して、授業力の向上を図る。特に、ICT機器、タブレットパソコンの利活用について研究を進める。
 - ② 各教科において生徒授業評価アンケートや学力調査の結果を活用して、夏季休業終了前までに授業改善推進プランを作成し、9月からの授業に反映させる。
 - ③ 様々な研究実践事例や校内研修の成果を生かして、授業改善に努める。
- (2) 個に応じた指導を重視し、基礎学力の定着を図る。
 - ① 学力向上支援講師や学校生活支援員の活用を含め、個に応じたきめ細かな指導を行う。
 - ② 夏季休業中・放課後・定期考査前に補充教室・質問教室等を計画的に実施する。
- (3) 学校図書館の整備に努め、言語活動の充実を図る。
 - ① 学校図書館や近隣図書館等の施設を活用し、学習センターとしての利用を充実させる。
 - ② 全校体制で朝の読書活動に取り組み、読書活動を推進する。
- (4) 各教科の指導・評価計画を見直し、適正な評価・評定を行う。
 - ① 保護者説明会や授業を通して、評価・評定方法の周知、理解促進に努める。
 - ② より信頼度の高い評価・評定にするための検証・点検作業を学期末ごとに実施する。
 - ③ 適正な評価・評定のあり方について研修を行い、評価の精度を向上させる。

2 体験を通して豊かな情操を育むとともに人権教育を推進する。

- (1) 道徳の時間を要とし、全教育活動を通して、心を耕す指導を行う。
 - ① 道徳の教科書題材の理解をすすめ、実情に即した指導計画を作成し授業の充実を図る。
 - ② 道徳授業地区公開講座を土曜日に開催し、講師を招いた意見交換会を実施する。
 - ③ 道徳の時間との関連を意識しながら、それぞれの特質に応じた教科指導を意図的・計画的に実施する。
- (2) 生徒の心を大切にされた温かみのある生活指導を推進する。
 - ① 全教職員が協力し、共通したきめ細かな指導に努める。
 - ② 面談の機会を活用し、生徒の心を大切にされた指導を行う。
 - ③ 生徒の声を聴くこと、声をかけること等を心がけ、生徒とのつながりを大切にする。
- (3) 3年間を見据えた計画的・系統的な進路指導とキャリア教育を推進する。
 - ① 総合的な学習の時間では、様々な分野の職人・芸術家・専門家の講演会を実施し、広い視点から自分の進路を考えさせる。
 - ② 本校の実態に即した進路資料や進学資料を作成し、それらを蓄積して有効に活用する。
 - ③ 職業調べ、職場訪問、職場体験等の体験活動を充実させ、発表させる機会を設ける。
- (4) いじめ・不登校・支援を要する生徒には、組織的かつ確かな対応を行う。

- ① 教育相談委員会を週1回実施し、情報集約して対応を検討し、不登校生徒の減少に努める。
 - ② 「いじめに関するアンケート」を毎月実施し、いじめ問題に迅速に対処する。「区いじめ一掃プロジェクト」には全校で取り組む。
 - ③ 関係機関や主任児童委員との定期的な連絡会を通して、学校と地域が連携して不登校生徒や配慮が必要な生徒への支援体制を整える。
 - ④ タブレットパソコンを使用しているオンラインでの学習指導や面談など、個に応じた指導を検討し実行する。
 - ⑤ 不登校状態の改善に向け、生徒の実情に合わせた別室登校や関係機関との連携により登校支援を行う。
- (5) 毅然とした生活指導に努め、授業規律や校内秩序を保持する。
- ① 生活指導部を中心に生徒情報を共有し、見通しと手立てをもった生活指導に努める。
 - ② その場での「認めない、見逃さない、許さない」指導を徹底する。
 - ③ 必要に応じて学校サポートチームを活用し、問題行動には全校体制で対処する。
- 3 心身ともに健康な生徒を育てる。
- (1) 心身の調和のとれた発達を図る健康教育を推進する。
- ① 保健主任を中心に、校内体制を整備し、健康教育を推進する。
 - ② 飲酒・喫煙防止、薬物乱用防止、性教育等の指導を計画的に実施する。
 - ③ 学校保健委員会や保健だよりを通して、健康教育への理解と協力を求める。
- (2) 健康の保持増進と体力の向上を図る食育を推進する。
- ① 食育推進リーダーを中心に食育を推進する校内体制を整備する。
 - ② 食物アレルギー対策を組織的に行い、事故の未然防止に努める。
 - ③ 給食試食会や給食だよりを通して、食育への理解と協力を求める。
- (3) 生徒の健康の保持増進と体力の向上を図る。
- ① 保健体育の授業や部活動等を通して、発育・発達段階に応じた基礎的な体力や運動能力を向上させる。
 - ② オリンピック・パラリンピック教育の学習において、講演会や体験等を通して、スポーツの楽しさや大切さを学ばせる。
- 4 生徒会、学校行事等の活動を通して、生徒のよさを引き出す。
- (1) 学校行事（「体育祭」や「合唱コンクール」等）の内容を工夫して充実させる。
- ① 本校の伝統的行事であると実感できる取組を生徒とともに企画・運営する。
 - ② 行事の取組を通して生徒を刺激し、主体性を引き出すとともに、普段の学校生活への還元を図る。
- (2) 部活動の活性化に努める。
- ① 全教員が部活動の顧問となり、各部の指導にあたる。
 - ② 各部活動世話人と連携を図り、保護者の協力・支援体制を強化する。
 - ③ 生徒による部活動部長会を定期的実施し、現状の確認・改善等について話し合わせることで、主体的な取り組みによる自治能力を育成する。
- (3) 生徒会活動を充実させ、自主性・自律性を身に付けた生徒を育てる。
- ① 役員会や各委員会では生徒の自主性を引き出す指導を重視し、その活動を充実させる。
 - ② よりよい学校生活のためにできることを考え実行する機会を意図的・計画的に準備する。
 - ③ I組との交流活動をより充実させる。（交流給食、昼休み交流、七夕交流 等）
- (4) ボランティア活動に参加させ、地域の役に立つことに誇りと喜びをもたせる。
- ① 生徒会主催の募金活動や「かたくりの里」等への訪問を計画的に実施する。
 - ② 特別支援学級による「大泉デイサービスセンター」訪問を実施する。
 - ③ 演劇部による地域（「石神井台児童館」「ふるさと文化館」等）での公演を実施する。
 - ④ 総合的な学習の時間の取組と合わせ、自分にできるボランティア活動に取り組みせ、自尊感情・自己有用感の向上を図る。
 - ⑤ 照姫祭りなど地域行事へボランティアとして積極的に参加できる環境を作る。
- 5 多様性への理解を進め、生徒が安心できる学校環境をつくる。
- (1) 多様な考え方や表現を許容し、誰もがお互いを理解し認め合える関係づくりを進める。
- ① 所属する集団を、お互いの大切な居場所として共通認識できるようにする。
 - ② 機会を捉え多面的・多角的な見方や考え方への理解を進める。
- (2) 危機管理体制を見直し、生徒にとって安全で安心な校内体制を整備する。
- ① 災害避難マニュアルに基づいた避難訓練を計画的に実施し、必要に応じて改善する。
 - ② 保護者会で緊急時の連絡・引取り方法や学校連絡メール登録を、保護者に周知する。

- ③ 事故や怪我の対応、AED、エピペン等、安全に関する研修を実施する。
- (3) 校舎内外の清掃活動と点検活動を推進し、きれいで安全な学習環境をつくる。
 - ① 清掃場所での指導と点検に努め、清掃活動を徹底する。
 - ② 校舎内外の安全点検を定期的実施し、危険箇所の修理・修繕を迅速に行う。
- 6 保護者や地域との連携を深め、開かれた学校を推進する。
 - (1) 町会、育成委員会、親父の会との連携を一層推進する。
 - ① PTAや親父の会とともに、祭礼パトロールに参加する。
 - ② PTA・親父の会・教員による交流を深められる機会を設ける。
 - ③ 吹奏楽部、茶道部の「地区祭」参加、演劇部の「絵本読み聞かせ」活動等を実施する。
 - (2) 保護者や地域への広報活動を積極的に行う。
 - ① 土曜授業の他に学校公開日を設け、教育活動を広く地域に公開する。
 - ② 学校だよりや学年だより等を定期的に発行し、教育活動や生徒の活躍を紹介する。
 - ③ HPによる学校情報の発信、毎日更新に努める。
 - (3) 地域と連携した教育活動を推進する。
 - ① 石神井小・上石神井北小との小中一貫教育研究を推進し9年間の学びを充実させる。
 - ② 進路指導の一環として、高校や卒業生による講演会を計画的に実施する。
 - ③ 外部人材を講師に招き、地域理解、進路学習、地域への貢献などを考える機会とする。

VII いじめ・体罰への組織的な対応

1 いじめに対する対応

- (1) ふれあい月間の期間中に生徒会主催のいじめ撲滅運動を実施、区いじめ一掃プロジェクトへの参加、いじめ防止授業の実施など全校にいじめを許さない雰囲気醸成する。
- (2) 「いじめに関するアンケート」を定期的実施し、いじめの実態を把握する。生活指導部が上記のアンケート結果をまとめ、教育相談委員会等で具体的な対応策を検討する。
- (3) いじめ防止基本方針に基づき、問題が発生した場合は、迅速に対処する。学校いじめ対策委員会・生活指導部を中心に関係生徒・保護者への指導を行う。さらに、SC・心のふれあい相談員の協力を得ながら、心のケア等連携した指導を行う。

2 体罰等に対する対応

- (1) 体罰への意識を高める研修を行う。服務研修には必ず「体罰」「不適切な指導」を取り上げ、生徒指導の在り方を考える機会にする。体罰の根絶に向けた研修を職員会議で実施する。
- (2) 体罰調査を教職員・生徒に実施し、実態把握に努め、お互いの良好な関係を築く。
- (3) 体罰が発生した場合は、被害生徒の安全確保に努め、すぐに管理職へ報告を行う。区教育委員会への報告を行い適切に対処する。

VIII その他

1 学校事務に関わる重点項目と主な取組

- (1) 予算の適正な執行計画、管理、契約等に関する事項

円滑な学校運営を実現するための予算策定と効率的な適正執行と私費負担の軽減に努める。

 - ① 配付予算の全容と予算編成の主旨を全教職員に周知する。
 - ② 教職員の意向を踏まえた予算編成を適正に行う。
 - ③ 諸帳簿の整理、契約業者の選定、物品の納入及び検査を適正に行う。
 - ④ 現金や郵券、通帳、印鑑などの管理を適正に行う。
 - ⑤ 学校徴収金管理システムを活用して適切に管理し、会計事故の未然防止に努める。
 - ⑥ 準公金の取扱、管理は適正に行い、会計処理は速やかに行うとともに管理職が点検を行う。
- (2) 物品・施設管理に関する事項

物品や施設等の適正な管理と有効利用を推進する。

 - ① 物品台帳の整理を促進する。
 - ② 備品や施設破損などの修理を迅速に行い、安全管理に努める。
 - ③ 不要物品、廃棄物品の処理を適正に行う。
 - ④ 危険物の安全管理を促進する。
 - ⑤ 物品、施設管理に関する連絡調整を迅速に行う。
- (3) 給与・現金等の扱い・福利厚生に関する事項

給与、諸届、旅費、認定等に関する事務、手続きの適正化に努める。

 - ① 給付金などの現金の収受に関する事項を適正に行うとともにチェック体制を確立する。
 - ② 諸届、認定・抹消手続きを適時適切に行う。

- ③ 教職員に必要な情報を提供する。
- (4) 庶務、渉外、その他に関する事項
 - 連絡調整を密に行い、迅速かつ的確な処理に努める。
 - ① 学校行事等に関わる予算執行を適時適切に行う。
 - ② 就学援助に関わる事務処理を適時適切に行う。
 - ③ 関係職員や各分掌との連絡調整を適時適正に行う。
 - ④ 保護者や外来者への接遇、電話応対を的確に行う。
 - ⑤ 将来を見通した業務の改善に積極的に取り組む。
 - ⑥ 校長への報告・連絡・相談を確実にを行う。

2 学校栄養職員に関わる重点項目と主な取組

- (1) 栄養管理に関する事項
 - 栄養バランスを十分に考慮し、安全でおいしく変化のある献立となるようにする。
 - ① 常に給食に関する評価を把握し、献立内容を工夫・改善する。
 - ② 残菜の状況の分析を的確に行う。
 - ③ 他校との情報交換を積極的に行う。
- (2) 衛生管理に関する事項
 - 安全な給食の提供と衛生的な環境整備に努める。
 - ① 練馬区と連携して情報を共有し、新鮮で安全な食材の確保に努める。
 - ② 食材に適正な管理、食品衛生の向上、衛生管理の徹底を図る。
 - ③ 食品庫などの衛生管理を適切に行う。
 - ④ 食材納入業者や委託業者との連絡調整を密に行い、必要に応じて適宜指導を行う。
 - ⑤ 日常の点検、検査の徹底を図る。
 - ⑥ 保存食の適切な管理に努める。
 - ⑦ 練馬区の学校給食における食物アレルギー対応に基づいて提供する。
- (3) 食育に関する事項
 - 食に関する興味や関心を高める指導資料の提供と指導助言に努める。
 - ① 食育に関する基本計画を作成し、その推進を図る。
 - ② 望ましい食習慣に関する指導資料の提供とその指導に努める。
 - ③ 献立表や給食だよりの発行を通して、保護者に食に関する啓発を行う。
 - ④ 給食試食会等の実施を通して、家庭や地域との連携を図り、学校給食への理解を深める。
- (4) 給食会計の管理、その他に関する事項
 - 給食費の適正な管理、計画的で効率的な執行に努める。
 - ① 年間計画に基づく柔軟で適正な予算執行に努める。
 - ② 納品書や請求書等の処理、決算報告を適正に行う。
 - ③ 委託業者との良好な関係づくりに努める。